

振り込め詐欺救済法への対応について

「振り込め詐欺救済法」（正式名称「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」）が2008年6月21日に施行されました。

本法律は、被害者救済の観点から、振り込め詐欺等の被害に遭われた方に返還するための手続き等について定めたものです。

当金庫は、本法律の施行にあたり、振り込め詐欺等の犯罪被害資金を当金庫の口座に振込まれた方からのご照会をお受けいたしております。

<振り込め詐欺救済法に関するお問い合わせ窓口>

受付窓口 : 唐津信金事故届け受付センター

電話番号 : 0120-73-2108

受付時間 : 9:00~17:00(平日)

(参考) 預金保険機構の公告関係のトップページ

<http://www.furikomesagi.dic.go.jp/>

当金庫は、今後とも振り込め詐欺等の被害発生防止ならびに被害者救済に取り組んでまいります。

以上